

### 光市役所大和支所清掃管理業務指名競争入札

市では、次に示した清掃管理業務を行います。入札参加を希望される方は、必要書類を提出してください。

光市役所大和支所清掃管理業務の内容 通常清掃業務 定期清掃業務：年2回程度の清掃作業  
入札資格 市内に事業所または営業所等を設置していること  
提出書類および様式 光市役所本庁入札監理課または大和支所庶務課で配布しますので、4月11日（28日）（平日）の執務時間中（の）間にお受け取りください。

提出部数 1部（郵送不可）  
提出期間 4月18日～28日  
平日 期限厳守  
提出時間 8時30分～17時15分まで  
提出先・問合せ 光市役所入札監理課0833(72)1400内線585または大和支所庶務課0820(48)5310 市のホームページにも掲載しています。  
<http://www.city.hikari.lg.jp/>

### 身体障害者デイサービスの定員が増えます

光市身体障害者デイサービスセンターでは、体に障害を持つ方々が楽しく1日を過ごしていただけるよう入浴、リハビリや創作活動等のサービスを提供しています。旧大和町との合併に伴い、利用定員を15人から20人に増員します。送迎もありますので、大和地区の方もぜひご利用ください。

場所 光市身体障害者デイサービスセンター（あいばーく光内）  
日時 月・火・木・金・土（祝日を除く） 10時～15時  
対象 身体障害者手帳所持者のうち必要と認められる方  
詳しくはお問合せください。  
問合せ あいばーく光 福祉課高齢障害係0833(74)3001または光市身体障害者デイサービスセンター0833(74)3050

### ふしめ健康診断

市では、平成17年に30・35・40・45・50・55・60・

65・70歳になる方（30・35歳は女性のみ）を対象にミニドックの総合健診を行います。（勤務先等で受診する方を除く）

対象者には、すでにお知らせしていますが、まだ通知を受けていない方は4月15日までにご連絡ください。  
問合せ あいばーく光 健康増進課0833(74)3007

### 障害者相談員制度

市では、障害をお持ちの方またはその保護者の相談役として、障害者相談員制度を設けています。平成17年度の相談員は次の方々ですので、お気軽にご相談ください。  
身体障害者相談員  
笠井弥太郎 島田1丁目7-16 0833(71)0641  
小林哲也 光井3丁目14-15 0833(71)2218  
中村誠人 中央6丁目2-8 0833(71)2296  
石川國夫 上島田1丁目5-12 0833(77)1355  
宮田善一 室積松原5-5 0833(78)0387

### 献血にご協力を

日時・会場 4月13日 10時～15時/周南コンビュータ・カレッジ、4月16日 10時～16時/ジャスコ光店 200・400  
問合せ あいばーく光 社会課社会保護係0833(74)3004

### 「認知症」は「痴呆」に替わる言葉です

厚生労働省では平成16年6月に「痴呆」に替わる用語に関する検討会」を設置し、痴呆に替わる用語の検討を重ねてきました。その結果、平成16年12月24日から「認知症」が一般的な用語・行政用語として使用されています。

医学用語では痴呆という言葉が使用される場合もありますが、「認知症」は、病気がよって起こる心と体の障害です。年齢を重ねるうちに「もの忘れが増えてきたな」と思う方は多いと思います。これはいわゆる「老化」で、誰にでも起こります。

これに対して、「認知症」は、通常の老化による減少より早く神経細胞が消失してしまふことよって現れる病気です。老化との区別が難しいのですが、「認知症」ではもの忘れの自覚が乏しく、理解力や判断力も低下することが多くなります。

早期発見、早期診断、早期対応が一番です。原因や状態によっては、適切な診断・治療によって、症状が改善するものもあります。認知症の初期には、症状が目立たないこともあります。が、「ひょっとしたら」と思ったら、かかりつけ医や近くの相談機関に相談するか、精神科等の病院を受診しましょう。「認知症」を予防しましょう。趣味や生きがいをもち、

「からだ」「や」「こころ」の健康を考え、生き生きとした暮らしを心がけましょう。

問合せ あいばーく光 健康増進課0833(74)3007またはあいばーく光福祉課高齢障害係0833(74)3002または在宅介護支援センター

### ポリオ予防接種日程表

ポリオは、6週間以上の間隔をあけて2回服用する小児マヒ（急性灰白髄炎）予防のために飲む生ワクチンで、集団接種で実施します。標準的な接種年齢は、生後3～18か月で、通常春と秋に1回ずつ受けます。

対象 3か月から90か月（7歳6か月）未満の乳幼児  
費用 無料（市全額負担）  
受付時間 13時20分～14時  
持参するもの 予防票・母子健康手帳・体温計

注意事項  
お子さんの体調の良いときを受けるとともに、健康状態がよくわかる保護者が付き添ってください。下痢をしている場合は、接種を避けて

ください。予診票を紛失された方は、健康増進課へご連絡ください。

日時・場所 次表のとおり

【春季】	場所	日時
	あいばーく光	4月26日
	市民ホール(島田公民館)	5月11日
	室積公民館	5月13日
	大和保健センター	5月17日
	三島公民館	5月19日
	浅江公民館	5月24日
	あいばーく光	5月26日

【秋季】	場所	日時
	あいばーく光	10月5日
	浅江公民館	10月13日
	大和保健センター	10月18日
	市民ホール(島田公民館)	10月20日
	三島公民館	10月24日
	室積公民館	10月26日
	あいばーく光	11月8日

問合せ あいばーく光 健康増進課0833(74)3007

### 保育時間の延長

公立保育園でも延長保育を実施することになりました。公立保育園  
浅江東保育園（4月から）  
浅江南保育園（4月から）

みたらい保育園（4月から）  
大和保育園（実施）

保育時間 7時～19時  
問合せ あいばーく光 社会課児童家庭係0833(74)3005

### 4月から「やまぐち森林づくり県民税」が導入されます

～未来へ引き継ぐ、みんなで育む豊かな森林～  
県では、荒廃が深刻化する森林を適正に維持・管理をし、県民共有の財産として次世代に引き継いでいくために、森林の整備を目的とした「やまぐち森林づくり県民税」を導入します。

やまぐち森林づくり県民税の仕組み  
【個人】県内に住所がある人、県内に事務所・事業所または家屋敷を持っている人：年額500円  
【法人】県内に事務所・事業所を持つ法人等：年額1000円～4万円（県民税均等割の税額の5%相当額）を、個人・法人ともに県民税（均等割）に加算して納めていただきます。

納めていただいた税金は、健全で多様な森林づくりの推進 県民との協働による森林づくりの推進 適切な森林整備につながる森林資源の活用促進の3つの柱に沿って森林の整備のために使いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 税の使途に関すること：山口県農林部林政課083(933)3464  
税の仕組みに関すること：山口県総務部税務課083(933)2275

### 光市シルバー人材センター入会説明会

あなたの豊富な経験や知識を、シルバー人材センターで生かしてみませんか。  
日時 毎月第4火曜日 10時～12時  
場所 光市シルバー人材センター本部（シルバーワークプラザ）本年度より、シルバー人材センター大和出張所での説明会を行いますので、ご注意ください。  
問合せ 光市シルバー人材センター0833(71)0940



## アメリカンファミリー生命保険

21世紀がん保険



# （株）森モータース

光市浅江1丁目17-27 ☎(0833) 71-1023

アメリカンファミリーに加入されているすべての契約者の方へ

入院給付金などの請求手続き  
住所や名義の変更手続きなど  
お気軽に、お問い合わせ下さい。